

平成 26 年 2 月 26 日

沖縄電力株式会社

平成 26 年度太陽光発電促進付加金に関する認可申請等について

当社は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき、平成 26 年度に適用する太陽光発電促進付加金について規定した「供給約款等以外の供給条件」について、本日、経済産業大臣に認可申請を行いました。

また、託送供給約款においても同様に、平成 26 年度に適用する太陽光発電促進付加金について規定した「託送供給約款以外の供給条件」について、承認申請を行いました。

なお、お客さまの電気料金に太陽光発電促進付加金を適用する期間につきましては、平成 26 年 9 月分にて終了となります。

本日、申請を行った平成 26 年度に適用する太陽光発電促進付加金単価は、国の審査を経て認可される予定ですが、法令等に基づき算定した結果、以下のとおりとなりました。

○太陽光発電促進付加金単価（従量制供給の場合）

平成 26 年度		(参考)平成 25 年 5 月分 から平成 26 年 3 月分	差 額
平成 26 年 4 月分	0.07 円/kWh	0.07 円/kWh	0.00 円/kWh
平成 26 年 5 月分から 平成 26 年 9 月分まで	0.03 円/kWh		▲0.04 円/kWh

※供給電圧にかかわらず一律、上記単価になります。

※消費税等相当額を含みます。

※平成 26 年 4 月分は消費税法に規定されている経過措置対象のお客さまに適用される単価です。

○従量電灯の平均的なモデル料金への影響額（月間使用量 300kWh、消費税等相当額含む）

平成 26 年度		(参考)平成 25 年 5 月分 から平成 26 年 3 月分	差 額
平成 26 年 4 月分	21 円	21 円	0 円
平成 26 年 5 月分から 平成 26 年 9 月分まで	9 円		▲12 円

※平成 26 年 4 月分は消費税法に規定されている経過措置対象のお客さまの場合の影響額です。

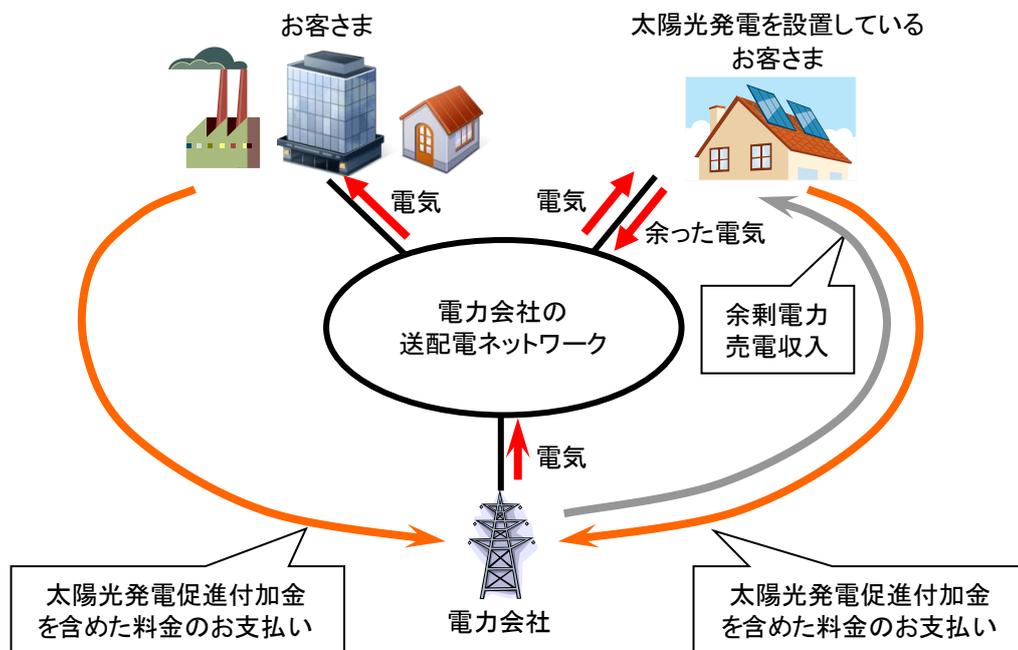
添付資料：太陽光発電促進付加金の概要について

以上

太陽光発電促進付加金の概要について

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき、平成21年12月分から平成24年7月分までの間、太陽光発電の余剰電力の買い取りが実施されております。本制度は、ご家庭等に設置した太陽光発電で発電した電気のうち、使われずに余った電気（余剰電力）を国が設定した単価で電力会社が買い取ることを義務付けた制度です。

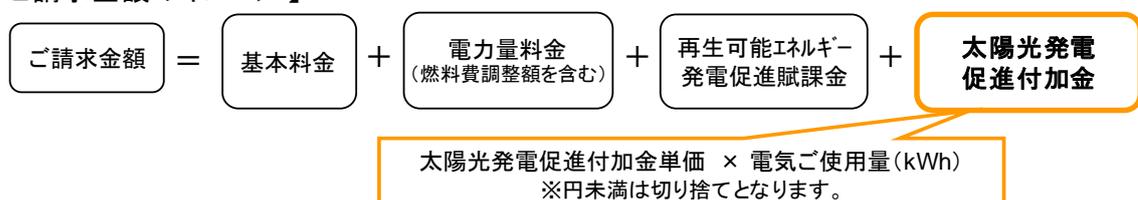
本制度において買い取りにかかった費用は、「太陽光発電促進付加金」として電気をお使いの皆さま全員でご負担いただくことになっており、「全員参加型」の制度となっております。



1. 太陽光発電促進付加金のご負担について

余剰電力の買い取りに要した費用は、電気をお使いの皆さま全員に電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

【ご請求金額のイメージ】



2. 平成 26 年度の太陽光発電促進付加金単価について

平成 26 年度は、平成 24 年 7 月分の買取費用を回収することとなっており、平成 26 年度の太陽光発電促進付加金単価は、国の法令等に基づき算定した結果、平成 26 年 4 月分が「0.07 円/kWh」、平成 26 年 5 月分から平成 26 年 9 月分までが「0.03 円/kWh」となりました。（平成 26 年 4 月分は消費税法に規定されている経過措置対象のお客さまに適用される単価）

なお、太陽光発電促進付加金の適用期間につきましては、平成 26 年 9 月分にて終了となります。

3. 自由化部門のお客さまのご負担について

太陽光発電促進付加金は、電気をお使いの皆さま全員にご負担いただくこととなっており、自由化部門のお客さまに関してもご負担いただくこととなります。

【参考】平成 26 年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価について

平成 24 年 7 月 1 日より「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」等に基づき、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されております。

同制度における再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣が定める納付金単価に基づき決定し、電気をお使いの皆さま全員にご負担いただくこととなります。

平成 26 年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、平成 26 年 4 月分については、「0.35 円/kWh」となっておりますが、平成 26 年 5 月分以降は、現在、該当する経済産業省告示が発出されていないことから、未定となっております。

平成 26 年 5 月分以降の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価につきましては、決まり次第改めてお知らせいたします。

以上